



特 250

601

政の徹底的刷新！
政治の排撃！

都市施設並ビニ
市政、水道

調査報告書

市會・黎明會發行

始



特250
601

はしがき

内務省の東京市政監察の結果が公表さるゝや東京市政は一段と醜惡の表徴の如く、東京市に係するもの特に市會議員の如きは醜類の巨頭の如く宣傳さるゝに至つた。之れ我等の甚だ遺憾とする所である。

我等黎明會員が政黨政派を超越して相共に結び東京市政の徹底的革新、ボス（親方）政治拂擯の爲に闘ひ來つて、ボス政治家と古手官僚の挑梁する市政に對して一つの革新的な空氣を注入しつゝある事は六百萬市民の諒解願へる事と信するものである。此處に公表する調査報告書は我等同志相倚つて視察し、論議して作製せるものにして、之を市民諸君の批判に訴へ、市民諸君の市政に對する關心を高め、我等と協力一致市政刷新の爲にとめられる事を切望するものである。

昭和十年十二月十八日

市 會 黎 明 會



市會黎明會所屬議員

日本橋區小舟二ノ七ノ二 京橋區銀座三ノ二ノ三 京橋區築地一ノ七 芝區三田四國町二ノ一號 牛込區納戸町一四 下谷區上野櫻木町五一 本所區綠町一ノ九ノ三 深川區新大橋二ノ六ノ二 深川區白河町四ノ六ノ一 品川區南品川四ノ五八一 豊島區西巢鴨一ノ三四二二 瀧野川區中里町三八四 瀧野川區瀧野川町二二五八板橋 荒川區南千住町三ノ六 王子區赤羽町一ノ三七五	(電話)茅場町(66)五〇三〇 京橋(56)一五五八 京橋(56)一七一六 三田(45)七一一一 牛込(34)四五一七 下谷(33)四〇八七 本所(73)七五〇八 本所(73)一九一三 高輪(44)三二二三 瀧野川區瀧野川町(85)四三三五 瀧野川區瀧野川町(85)五九六九 瀧野川區瀧野川町(85)二八八七 瀧野川區瀧野川町(85)六四一七 瀧野川區瀧野川町(85)八八九九 瀧野川區瀧野川町(85)六〇〇〇
赤羽 淺草(84) 濱田 野中 清吾	渡邊 秀雄 富田 富治郎 黒田 保次郎 黒井 直良 横井 春野 森 富 太 阿部 茂夫 宮村 龜一 淺沼 稻次郎 中島 勝五郎 瀧澤 龍太郎 横瀬 精一 北島 眞平 田中 榮藏 濱野 清吾

目 次

第一、都市施設並ニ市政調査報告書 (一) 一、東京市財政の概要 (二) 二、市電更生に就て (五) 三、本市財政立直し—應急對策 (三三) 四、結 論 (二八)	第二、東京市水道事業調査報告書 (二九) 一、東京市域内に於ける水道所要水量 (三〇) 二、東京市域内に於ける水道の供給規模 (三三) 三、東京市水道擴張計畫促進の急務 (三四) 四、水道事業第二擴張計畫の検討 (三五) 五、第三水道擴張計畫 (三六)
---	--

六、應急施設……………(四六)

七、間接税として見たる水道使用料……………(四六)

八、下水道の經理……………(四八)

九、六大都市水道事業收支損益成績……………(四九)

十、結 論……………(五〇)

第三、水道應急施設に関する視察調査報告書……………(五一)

一、利根川及江戸川視察記……………(五二)

二、東京市水道の應急対策に就て……………(五五)

三、利根江戸兩川の沿革と現状、附最近の洪水……………(六〇)

第一 都市施設並に市政調査報告書

昭和九年四月東京市長より都市施設並に市政調査を囑託さるゝや吾等は所屬團體たる黎明會内部に都市施設並に市政調査に關する調査會を設置し左の如く分擔を決定し、地方自治體の現状及び、我が東京市政の實狀につき調査研究をなし、各人の調査を持ちより協議の結果、東京市の現状は昭和七年市郡併合、市域の大擴張を行つて以來諸般の都市施設に就ては教育、土木、保健衛生、水道、下水、産業、築港の完成、埋立地の開發等廣範圍にわたり、之が完備を要するものがあるが、如何に緊急を要するものと云へ共財政計畫之にともなざれば机上の計畫に終る可く先づ東京市財政に就て再検討を行ひ、昭和十年年度豫算審議に當つては此の調査の結果を豫算に織り込む可く最大の努力を拂つた。

調 査 分 擔

財政方面	淺川 保平(主査)	淺沼稻次郎(理事)
電氣事業	中島勝五郎(同)	淺川 保平(同)
教育方面	黒井 直良(同)	阿部 茂夫(同)

産業方面	横瀬 精一(主査)	宮村 龜一(理事)
水道事業	森富 太(同)	中島勝五郎(同)
土木事業	瀧澤龍太郎(同)	黒井 直良(同)
築 港	篠原虎之助(同)	黒田 保次(同)
保健衛生	横井 春野(同)	渡邊 秀雄(同)
社会事業	浅沼稻次郎(同)	篠原虎之助(同)
區制一般	田中 榮藏(同)	瀧澤龍太郎(同)

(後浅川保平氏死去、篠原虎之助氏脱會)

一、東京市財政の概要

1、膨脹しゆく東京市財政

東京市昭和十年度歳計豫算の總額は豫算案に示されたが如く實に三億六千八百八十餘萬圓に達し我が國地方財政の首位を占め國家非常時豫算の六分の一に相當する膨大豫算である。然し此の豫算は總計豫算であるが、之は普通經濟の外幾多の特別會計によつて經理され亦公債借換の如く單

に手續上收入、支出として計上したに過ぎないものがあり、更には前年度繰入金、積立金繰入等を含むから純計豫算は

純歳入 一億九千九百七拾餘萬圓
純歳出 二億八拾餘萬圓

であつて之を明治三十一年本市が、甫めて獨立の自治都市となつた當時の總支出三百三十七萬圓に比較すれば三十餘年間に六十倍といふ膨脹である。(七頁歳計の趨勢参照)

昭和十年度豫算總括表

經濟別	歳入之部				純歳入
	總歳入	前年度ヨリ繰入	他經濟ヨリ繰入	別途積立財産繰入運用	
普通	二七、四六、五三圓	一圓	一、三三、〇六圓	五七、五七圓	一圓 二五、六五、九七圓
水道	二、六三、〇〇〇	—	—	—	— 二、六三、〇〇〇
買屋費	一、四七、九二〇	一八、四七二	—	—	— 一、六六、三九二
労働賃金其他立替資金	四、三三、三三三	五、〇〇〇	四、四八、九七一	—	— 八、三三、三三三

公債還還金	一四七、五九二、三九九	—	五九、七二七、〇〇二	一、五〇七、三三〇	八六、一五一、〇〇〇	二〇七、〇六七
職員貸付資金	五四、七一九	三〇〇	—	—	—	五四、四一九
火災共濟金	一、八五五、〇〇〇	一、四四七、〇四五	一〇九、三九九	—	—	三〇八、五三六
用品及工場	六、〇六三、八九九	—	六、〇六三、八九九	—	—	—
轉貸資金	二、七〇四、四九八	二七、三〇一	—	—	—	二、六七七、一九七
土地區劃整理 清算金	一、三九〇、〇〇〇	一五五、二二七	—	—	—	一、二三四、七八三
中央卸市場費	一、九一五、五四七	—	—	—	—	一、九一五、五四七
養育院	五八九、〇五三	四八、六九三	三二七、六六一	—	—	二二二、五九七
電氣軌道事業費	三、四八三、〇〇〇	—	一、八〇六、三三七	—	—	二六、六七六、六二三
電氣供給事業	二、五九一、〇〇〇	—	三三三、四七〇	—	—	三三七、五三〇
乘合自動車 事業費	六五三、八〇〇	—	—	五八七、五〇〇	—	五、九九〇、五〇〇
電氣事業工場 勘定及貯藏物費	四、〇〇三、〇〇〇	—	四、〇〇三、〇〇〇	—	—	—
電氣研究所費	三〇一、〇〇〇	四、五〇〇	—	—	—	二九六、九〇〇
計	三六八、三三〇、三八一	一、八七二、五三八	七七、六五九、八八一	二、九三三、三七七	八六、一五一、〇〇〇	一九九、七四、五九五

四

歳出之部

經濟別	總歳出	他經濟へ繰入	別途積立 財産へ編入	市債元金 借替支出	純歳出
普通	二七、四六六、五三圓	二七、六八一、三〇圓	一、六七四、三三八圓	—圓	八八、〇九一、二五圓
(經常部)	(五〇、二七六、五三一)	(三六九、五九九)	—	—	(四九、九〇六、九三九)
(普通臨時部)	(三八、三三五、七三)	(二七、三二一、六六)	(一、六七四、三三八)	—	(九、三八九、八八八)
(繼續費)	(二八、七四、三〇〇)	—	—	—	(二八、七四、三〇〇)
水道	二七、六三三、〇〇〇	一二、七五、七七〇	—	—	一五、九三二、三三〇
(經常部)	(六、二九一、六一五)	(五〇四、八六九)	—	—	(五、七八六、七四八)
(普通臨時部)	(二、六九三、三九五)	(一一、二六四、〇九九)	—	—	(一、五三九、二六六)
(繼續費)	(八、六五二、〇〇〇)	(三六、八〇四)	—	—	(八、六二五、一九六)
質費	一、四四七、九一〇	三九、七七七	—	—	一、四〇八、一四三
勞働賃銀其 立替資金他	四、三三七、三三三	四、二二〇、五七三	—	—	一一六、七七〇
公債還還金	一四七、五九二、三九九	二六三	一一〇、三九七	八六、一五一、〇〇〇	六一、三三〇、二二九

五

職員貸付資金	五、一八三	五、一八三	—	—	—	五、一八三
火災共済金	一、八六五、〇〇〇	四〇	—	—	—	一、八六四、九六〇
用品及工場	六、〇六三、八五九	六、〇六三、八五九	—	—	—	—
轉貸資金	二、七〇四、四九八	—	—	—	—	二、七〇四、四九八
土地區劃整理清算金	一、三九〇、〇〇〇	三三五	—	—	—	一、三八九、六七五
中央卸市場費	一、九二五、五四七	一、三三八、八四一	—	—	—	一、六七、七〇六
養育院	五八九、〇五三	五、一五五	八、七四九	—	—	五四四、一〇五
(經業部)	(五八〇、三〇四)	(三六、一九九)	—	—	—	(五四四、一〇五)
(普通臨時部)	(八、七四九)	—	(八、七四九)	—	—	—
電氣軌道費	三、四八三、〇〇〇	一八、九六六、三六一	—	—	—	三、五五六、三三九
(經常部)	(二、四〇三、四三四)	(四七〇、五六〇)	—	—	—	二、九二一、八七四
(普通臨時部)	(一九〇、八〇、五六六)	(一八、四九五、八〇一)	—	—	—	(五八四、七六五)
電氣供給事業費	三、五九一、〇〇〇	四、五〇一、八六七	—	—	—	八、〇八九、二二三
(經常部)	(七、三九四、九七七)	(一、三三八、三六九)	—	—	—	(六、〇六六、五八八)
(普通臨時部)	(三、一九六、〇四三)	(三、一九三、四八八)	—	—	—	(三、三、五四五)

六

(繼續費)	(二、〇〇〇、〇〇〇)	—	—	—	—	(二、〇〇〇、〇〇〇)
乗合自動車費	六、五三八、〇〇〇	五、四七、四〇八	五、八七、五〇〇	—	—	五、四三〇、〇九二
(經常部)	(六、〇九二、二三八)	(八〇、九六〇)	(五、八七、五〇〇)	—	—	(五、三三〇、七六八)
(普通臨時部)	(五〇八、七三三)	(四六六、四三八)	—	—	—	(四六、三三四)
電氣事業工場勘定及貯蔵物費	四、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇	—	—	—	—
電氣研究所	三〇一、四八〇	七、五〇〇	七、五〇〇	—	—	二八六、四三三
計	三六八、三三〇、三六一	九、九二八、二二二	二、三八八、三八四	八六、二五一、〇〇〇	—	二〇〇、八七三、七三五

歳計の趨勢並市民一人當歳計額

年度	純歳入 指数	純歳出 指数	差引翌年度繰越金又ハ積立金	人口	市民一人當 歳入	市民一人當 歳出
明治三十一	三、八九七、二五七四	三、三七〇、三八九四	五三一、八六八圓	一、四五、三六八人	二、七三圓	二、三六圓
明治四十一	一三、九四九、七六六	一〇、五二八、八二〇	三、四三三、九五六	一、六六、一〇三	六、四三	四、八四
大正 七	三三、八六八、〇六二	三三、六〇八、五九六	一、二四九、四六六	二、三三、八六〇	一四、九五	一四、四一
同 一一	二四、〇六八、〇八三、六四	一〇九、三五五、一三三、二四四	三、七〇二、九〇五	二、四六、二三三	五、八九二	四、四一三

七

同	一二	一六、九〇五、五七五、三〇〇	一三二、七六三、八三三、九〇九	▲一四、八五七、二五八	一、五三七、四八五	七、五三	八六、三六
同	一三	一五、八七二、六六七、二〇〇	一三三、〇〇四、二四〇、三、八六〇	▲三、七七八、四三七	一、九六六、三〇〇	八、〇〇七	六七、五五
同	一四	二五、四七七、七〇九、三二八	一四二、二二七、七五五、二〇〇	▲六、九七〇、〇〇〇	一、九九五、五六七	六、二六	七二、二七
大一五昭元		一八、五五八、一〇一、四、五五八	一五七、二八一、一〇八、四、六六七	▲二、二七六、九九三	二、〇六八、九〇〇	八、六三三	七、〇〇二
昭利	二	一八七、五〇九、三七四、八九七	一八三、七〇三、六五五、五五一	▲五、八〇五、七一九	二、一四三、一〇〇	八、八四三	八五、七一
同	三	三三九、二六三、七〇五、八九〇	三三六、七九、七二八、七〇五	▲七、五〇五、六六八	二、二二八、〇〇〇	一〇三、三三	一〇六、七三
同	四	二〇三、九六七、七七五、二四一	二〇五、三六六、七九六、五九三	▲一、三七九、〇三一	二、二九四、六〇〇	八八、九〇	八九、五〇
同	五	一四四、六〇二、一五五、〇〇〇	一四八、五三九、二九〇、五、八九一	▲三、九六六、〇九七	二、〇〇七、九二三	九三、九三	九三、八七
同	六	二二八、五三三、六〇三、三〇〇	二三三、六九五、一七一、三、九六七	▲五、一五二、五六一	二、〇八五、五六四	六二、六二	六四、〇二
同	七	一五二、八五六、八五三、三九七	一六四、三五四、二五六、四、八七六	▲二、四八八、三六一	五、三三一、九六六	二六、六六	三〇、九四
同	八	一五五、七七七、八六七、五、二五六	一七三、四八九、六〇五、二四七	▲七、六一、七三三	五、四八六、二〇〇	三〇、三三	一三、六二
同	九	一九一、二〇五、九七二、四、九三三	一九五、八二九、八五〇、五、八二〇	▲四、六三三、八七六	五、六六三、〇五〇	三三、六六	三三、五八
同	十	一九九、七四四、五五五、一三二	二〇〇、八九二、七五五、九六〇	▲一、二四八、二三〇	五、六六三、〇五〇	三三、二七	三三、四七

— 昭和七年十月一日市郡併合成立 —

2、東京市財政膨脹の原因

右表の示すが如く東京市財政は三十餘年間に約六十倍の膨脹を來たして居るのであるが、之は勿論貨幣價值の低落、物價の騰貴による事は勿論であるが、東京市に取つては大正十二年の關東震災による巨額の復興復舊事業費の負擔を餘議無くせられると共に復興完成後之が維持管理費の増加を見たこと並びに昭和七年市域擴張に伴ひ新市域方面への都市施設擴充に忙殺されるに至つた結果である。然も今後益々膨脹しゆく事であらう。

3、歳出入の分析

此の膨脹を必然ならしむる東京市財政に取つて大切な事は東京市民は之が負擔にたへて行くか亦どの階級が一番負擔し、どの階級の爲に使用されて居るか、重大な問題である。

歳入之部（純歳入）

種類別	金額	割合
財産收入	二、四八七、六五八圓	一、二二%
使用料並手数料	五九、〇四四、〇八二	二九・六
		九

事業別	金額	割合
國庫下渡金、補助金交付金	九、三八八、二二一	四・七
府補助金、交付金	一、五五二、一五七	〇・八
報債金	一、七八七、二三七	〇・九
財産賣拂代	一、二一四、一三八	〇・六
受益者負擔金	二、三八七、六八八	一・二
市税	三八、六七三、一四〇	一九・四
市債	五四、九四四、一〇〇	二七・五
其他	二八、二三六、一七四	一四・一
計	一九九、七二四、五九五	一〇〇・〇
事業別		
應費	一〇、三六三、七六三	五・二%
教育費	二五、二八五、四三八	三・六
産業費	一、〇五〇、一九二	〇・五

歳出の部(純歳出)

事業別	金額	割合
保健費	一、一二六、五九二	五・六
社會事業費	六、八七三、五九二	三・四
土木費	三三、七四四、三二六	一六・八
其他	四、九三〇、二九一	二・五
市債費	六五、一二九、九四九	三二・四
市元金	(二四、六九九、三五六)	(一二・三)
内利子	(四〇、四三〇、五九三)	(二〇・一)
水道事業費	一五、九三一、二三〇	七・九
電氣事業費	二六、二九五、二八七	一三・一
計	二〇〇、八七二、七三五	一〇〇・〇

此の表に依つて見るが如く歳入の第一位は手数料並びに使用料であり、第二位は市債費である。税収入は第三位に位し、歳出と對比して見るに市税収入は市債の利拂ひにも足らざる状態である。經理に公債が重要な役割をなすつゝある現状は健全なる財政といふ事は出来ない。此の財政をもつて帝都たる體面を保ち、あらゆる都市施設を完備せねばならぬ状態にあるので東京市は先づ

財政の根本的立直しからかゝらねばならないと信ず。

歳入の大宗はなすものは使用料並びに手数料であるが、之は電車料金、自動車料金、水道料、電燈料、市場使用料、授業料等にして殆んど中小工業者、労働者、勤勞市民負擔である。税金に就ての根本的改革に就ては後に之を論ずるも現行法の下に於ては——地方税制の改革なしでは——之に依つて歳計を經理してゆく事も困難な事情におかれて居る。亦市債費は歳入の重要な部分を占めて居るが此の公債政策が市財政を不健全ならしむる結果となる。今後此の公債政策の結果は十年後には約一千萬圓の増税を必要とされると云はれて居る。即ち此の公債政策に對する再検討が必要なる所以である。

歳出に之を見るにその最も多きは市債費である。此の歳出中の市債費は銀行に支拂ふ元利である借金拂が全歳出の三一、四%とは甚だもつて心細い限りである。

現在東京市の市債總額は七億五千二百餘萬圓であつて此の中内債五億九千六百四十四萬圓外債一億五千五百六十三萬圓である。之を各經濟に別てば

普通經濟	三五八、四二一、八二四圓
水道經濟	一〇二、一六一、六五三圓

電氣經濟 二五一、三七四、〇〇二圓

轉貸關係 四〇、一一四、六〇九圓

計 七五二、〇七二、〇〇八圓

であつて、之を他の六大都市に比較すれば人口一人當りの金額は（昭和九年三月末日現在）

横濱市	二五〇圓五九
大阪市	一六三、一一一
神戸市	一三二、二二二
東京市	一三二、〇二二
名古屋市	七六、六五
京都市	三七、五五

で東京市は第四位であり公債百億萬圓に垂んとする我が國家財政に比較すればまだ心配の要なしとするものもあるも、此の公債政策は結局に於て地方自治體をして金融資本家の奴隸たらしむる結果となる。此の點が我等が公債政策の再検討を叫ぶ所である。

特に此の公債を事業別に見るに

電氣事業	一億五千三百三十七萬圓
水道事業	一億二百十六萬圓
土木事業	八千七百九十八萬圓
震災關係	一億二百四十五萬圓
轉貸關係	四千拾一萬圓

となつて居り公債によつて企業を經營しそれによる使用料手数料によつて自治體の經營の大宗たらしむる様な傾向をうかがふ事が出来る。

東京市歳計豫算中特別經濟即企業經濟に屬するものは一億三百二十九萬圓餘にして東京市を事業方面から見れば之は一大企業會社である。更に普通經濟の中にも病院、港灣、墓地、小賣市場住宅、浴場、授産場、屎尿處分、塵芥掃除、下水道の如きは企業的性質が多量に含まれて居る。即東京市は一般行政の主體といふよりも企業主體としての活動方面が擴大されつゝある。自治體の經理を企業中心におくがよいか悪いかはしばらく議論の外にして今之等の企業が運用よろしきを得て居るかと云へば必ずしもそうではない。特に電氣軌道經濟は行詰りの極に達し、東京市財政の立直しは此の電氣軌道經濟の立直し確立より始めねばならぬ實狀にある。

右東京市の歳出入を分析検討した結果今後大に検討を要するものとして次の如き問題が提供されたと思ふ。

- ① どの階級が負擔しどの階級の爲に使用されて居るか
- ② 公債政策の再検討
- ③ 地方税制の根本的改革
- ④ 企業の主體としての東京市
- ⑤ 電氣軌道經濟の根本的更生等々、

所が現實の問題として最も重要な事何と云つても電氣局更生の問題である。

二、市電更生に就て

1、市電經濟の現状

昭和九年九月二日牛塚市長は電氣局經濟更生の爲に突如として緊急市會を召集し、更には東京府商工獎勵館に従業員代表を集めて交通機關の變遷路面電車の行詰りと電氣局軌道經濟の赤字の

状態を説明し更生案の内容と之に伴ふ更生豫算を専決せる事を報告した。即ち

「電気局軌道経済は昭和三年に三十五萬の赤字が出て以來翌年度には百七拾萬圓次いで三百四十萬圓、五百十萬圓更に七年度には八百四拾萬圓八年度には九百六十萬圓といふ風に躍進的數字を示して來た。昭和六年度迄は電気局自體の積立金を處分するか或は土地買却とか色々の方法をもつて收支の辻褄を合せて來たが、昭和七年八年に至つてはその方法もつきて遂に次年度の收入から操上充用するの止むなきに至つた。そして將來の見透しは非常に悲觀の状態にあり、如何にやりくりをしても約八百五拾萬圓の赤字が出る依つて公債關係、人件費關係、電力自給によつて約八百六拾萬圓の節約を行ふ」

となし、市電赤字対策要項なるものを發表した。

市電赤字対策要綱

- 一、市電(電車)經濟の不足年額 約八百五拾萬圓
- 一、今後節約年額約 八百六拾萬圓

内 譯

A、公債關係

- 1、低利借替差益 八十萬圓
- 2、長期借替差益 三百二十萬圓
- B、人件費關係(全員解雇更改給による再採用)
- 1、備員給 三百二十萬圓
- 2、職員給 四十萬圓
- C、電力自給による電力料金 百萬圓

(節約總額三百四拾五萬圓中電車經濟分)

更に市長は「本案が皆様の御協力によりまして實現致しますならば電気局事業は健實なる更生の一途を辿る事を確信して居ります」と然らば市長が専決報告をなした後所謂更生案を實施した結果はどうなつたか？ 果して更生の道をたどつたであらうか？

市電更生案實施の結果、

(原案)

(結果)

赤字	八百五十萬圓	赤字九八八萬圓
克服案	八百六十萬圓	克服出來ず却つて増加

A、公債關係

四百萬圓

1、低利借替差益

八〇萬圓

四十九萬八千圓

2、長期借替

三百二十萬圓

出来る見込なし

B、人件費關係

1、傭員給

三百二十萬圓

三百十三萬六千三百十八萬圓

2、職員給

四拾萬圓

四拾萬圓

C、電力自給

當分見込なし

即、公債の借替も電力自給も全然見込つかざるにも拘らず、従業員の賃銀切を切下る爲に出来るが如く宣傳して社會を胡魔化したインチキ更生案だと云はれても辨解の餘地がないと信ずる。我々の調査によれば澤本氏と銀行團との交渉は借替を絶対に不可能ならしめ、且東京市の信用は益々困難に實狀に借替をおき亦電力自給計畫は小河地貯水池計畫の見込たゞざる限り不可能の問題である。

今昭和十年度の軌道經濟豫算を見るに歳入の大宗使用料壹千八百七十九萬七千四百四拾圓に對し公債の元利支拂は實に壹千八百七拾壹萬八千一百一圓を計上し、運輸費(人件費)その他は自動車

經濟から五萬圓電燈經濟から百二十八萬圓を繰入れ九百八十八萬圓(昨年は九百三十六萬圓)の赤字公債とその利子相當額四十四萬圓を普通經濟より片替りする事によつて辻褄を合せて居る。正に破局的豫算である。更生案によつて更生すべき筈の市電は昨年あれだけの大爭議をやつて労働者の賃銀の切下を行ひ市民に大迷惑をかけたが電車經濟は更生への逆コースを辿りつゝあり爭議の結果理事者と従業員との對立激化は市電更生への大難礁として残つたと云つて過言ではない。然らば市電は遂に更生せざるか？ 然らずである。市當局者が市電經濟の行詰りは何に基因するかを明確に見極め且、東京市で經營する事が妥當であるか否やを適確に決定してやれば必ず更生すると信ずる。特に市電經濟と云へ共特別經濟ではあるが東京市經濟である事には相違ない。従つて東京市財政と共に更生する計畫を樹てれば必然的に更生する。

2、我等の市電更生策

A、更生案の建前

○東京市で經營する事——民間會社への移譲亦是合同の方策を取つてはならない。——東京商工會議所を中心とする交通統制委員會の合同會社設立運動には反對する。

○更生案は現在亦は將來電車料金の引上げを行はない。——市民の足である故に——公益

事業である

二〇

③従つて公益事業であり市民の足である以上市民が責任を負担する建前の下に市電赤字市債の中市電が更生する爲に止むを得ざる一定額の負債を普通經濟に片替りする。

④市電内部に市電更生の爲の委員會を設置し片替り後の市電更生への積極的計畫を調査研究し、市電を中心としての帝都交通統制の完成を期する事。

B、我等の考へる更生案

○市電關係市債總額二億七千八百八十一萬九千四百五十圓中外債並びに低利の内債を除き之を低利長期に借替を行ふ。——資本の整理

②借替を行ひたる金額中市電經濟に於て負擔し得る最大の限度を残し他は全部本市普通經濟に片替りする。——特別經濟であるが東京市の經濟には相違ない

その額一億二千萬圓——一億八千萬圓

市電市債中買收權利金二五七四一千圓震災復舊費(復興費)四四、〇〇〇千圓道路橋梁分擔金四三、〇〇〇千圓爲替差損金一一、六〇九千圓等々は市電經濟に取つては空資本であり當然普通經濟で負擔すべきである。

故に市電經濟で負擔し得るものをのこし他は普通經濟に片替りし、此の片替りされた市債を含めて普通經濟の再建を考へる之が爲に増税亦止むなしと考へる。

乗車賃銀の値上を必然ならしむる民間會社への移讓合同よりも値上せずして更生の道をたどるならば市民も社會政策的の増税ならば承認すると信ずる。

③電氣局經濟經營の積極的更生

A、昨年爭議後に於ける従業員理事者の對立感情の一掃

B、東京交通労働組合との間に團體交渉權の確立

C、労働政策の確立——監察制度の再検討

D、職制の改正、土地建物の整理、車體の製作改造

E、運輸系統、基本料金制バス、サーヴィス、省線の市電乗入等に關する再吟味

F、發電所計畫並びに、購入電力引下の調査

G、自治體を主體とする交通統制

H、青バスその他市内諸バスの買収、圓タクの統制

I、従業員の待遇改善、等々

二一

之を調査研究實現を期する爲となす爲に市電内に委員會を設置す。(現在の更生審議會とは別)

構成——市電當局、従業員代表、市會議員、専門家、有識者

三、本市財政の立直し『應急對策』

前述の如く東京市財政として非常な危機にあるに加へて電氣局經濟中より相當額の公債の片替りをなせば尙更重大危機にたつは必然である。左に本市財政立直しに關する吾等の應急對策を述べて参考に資せん。

1、土地局の設置——地理課の昇格

東京市の土地所有高は東京市財産表によれば六千七百七十五萬九千坪評價々格三億六千五百二十二萬圓に達する。此の中賣却豫定地として公示されて居るものだけでも八十一萬五千坪、五百四十萬圓に及び一般公共地又は賃貸土地の中『基本財産河岸地』を除けば不用土地として買却して差支なきものは一般公共用に廿六萬五千坪、賃貸地に廿三萬六千坪ある。然るに昭和十年年度の豫算によればこれだけの土地から市財政に繰入られたものは

土地物件貸付料

二百十萬六千圓

土地物件賣拂代

百十九萬三千圓

に過ぎない。且公用地二〇一萬坪價格一億六千一百萬圓中にも不用地が多く市街地の繁榮を妨げて居る。亦月島洲崎芝浦の埋立地にしても市の賣拂代が高價なる故に處分が出来ない状態にあるが、之を『土地局』の設置により市民に解放し、貸與するなり、賣るなり亦は之か開發策を講ずる事によつて都市の繁榮をはかり土地の效用による稅收入を考へる事が得策である。

賣却豫定地

	坪數	土地價格
埋立地	七〇三、八九〇	五二、四九〇千圓
都市計畫	一、三一一	三九〇
所屬地廢公用地	八、一三六	七六五
公債償還基金	六三一	七〇
編入町村引繼	一〇一	一、〇八〇
小計	八五、七六九	五四、八〇一
一般公共地		

普通市有地	一八、七八三坪	二、三八三千圓	二四
舊公園地	四一六	一一八	
埋立地	二四五、〇五〇	二二、三二六	
都市計畫用地	一三〇	四四	
廢公用地	七四〇	六八	
編入町村	五二五	六	
小計	二六五、六九一	二三、九四八	
賃貸地			
普通市有地	一九八、九三五坪	二五、七二〇千圓	
舊公園地	二七、三五九	一〇、五二七	
小計	二二六、二九四	二六、三二八	
總計	一、三二七、七五四	一一四、九八二千圓	
内公債引當豫定地	二六九、三八六	二〇、二八五	
差引	一、〇四八、三五八	九四、六九七	

2、増新税（社會政策的の増徴）

A、現在の如き地方自治制の下には多額の稅收入を望む事は不可能なる故に稅制の根本的の改革を必要とする。

B、特に使用料、手数料が收入の大半をなして居るに鑑みこれ等は偽裝されたる消費稅であり、一般市民平等に負擔するものである。之が收入の過半を占むる現狀に於ては稅制改革に就て考慮すべき點である。——地租移讓その他

C、特別所得稅備人稅その他細民階級の負擔する雜種稅の増加等は、大所得階級に輕く中小市民に重き稅制の建前より來るものにして此の點も考慮すべき點と思ふ。——廢止

D、今日東京市の家屋稅營業稅營業稅の附加率が他の大都市に比し非常に低率である。今東京市の地租附加稅、營業稅附加稅、所得稅附加稅、家屋稅附加稅、の四稅を他の五大都市の課率迄増徴するとせば

京都市に比し	二六、一一六、六三二圓
神戸市に比し	一六、二三二、一〇九圓
大阪市に比し	一四、五八七、六一九圓

名古屋市に比し 一二、三七四、〇八七圓
 横濱市に比し 一九、二九一、六八五圓
 となる計算である然しながら家屋税に就ては直ちに借家人に轉嫁されるをもつて重大なものとならう。

然しながら我が東京市に於て家賃二百圓以上に相當する家屋に對し二五パーセントの増徴を行へば百九十七萬二千圓となる。

家賃二〇〇圓以上	一般市税	三八、三二〇人	七、八九〇、四六〇圓
區	税	同	二、一九五、三五〇圓
家賃二〇〇圓以下	一般市税	三三六、二二〇	五、〇二九、六二五圓
區	税	同	一、八〇三、四六六圓

E、土地増價税、空地税、不在地主税、別荘税、庭園税、宏壯住宅税、蓄妾税、等々現行税制にて可能な税目を考慮する事。

F、政府並びに東京府よりの交附金による收入。

⊖ 政府の土地物件に對し東京市の課税率を標準に交附金を受り可く要求すること、

	官有地	賃貸價格	市税標準額	市税(交附金)
土地	七、〇八八、三七九坪	三、四〇六、九〇五圓(國税)	八三、四六圓	四三九、二五九圓
建物	九九五、一九一	一六、四〇〇、七五〇(府税)	一〇五、九四九	四七四、六五一
物件(自動車)	二六八臺	專用二九二臺 貨物三九臺(同)	一五九、四三五	一八四、九四四
小計			一、〇七八、八四六	一、〇九八、八六五

⊖ 東京府より受く可き交附金

東京府(昭和九年度豫算による)の車税

自動車税	百八萬七千二百六十六萬圓
自轉車税	九十四萬五千八百一十一圓
諸車税	十三萬八千六十一圓
計	二百十七萬一千百卅八萬圓

⊖ ①②の合計

三百廿七萬二千四百十五萬圓

政府の建物土地物件は東京市の施設を待つてその効果を發揮し、東京府の建設せる道路は最近東京市で維持改善する故に當然車税は交附されてる可きと思ふ。

G、之以上は都制の問題即ち制度の問題と關聯なしには考へ得られざるを以つて此の程度に止むるも東京市にはなすべき幾多の仕事をもちながら財源之にともなはざる結果はその市政運用上、仲々難事たる事は避けがたい。

四、結 論

我が黎明會員の協議討論の結果は都市施設並びに市政調査報告書が東京市政一般に就ての意見書になつた感がする。これも我々同僚が各個人夫々の立場から各都市の實狀並びに東京市諸設備を調査視察の結果得たる結論である。

此の報告書が幾分なり共、今後市政運用、市政改革の参考となれば幸甚の至りである。尙次年度に於ては企業の主體としての東京市。自治體の經理を如何にすべきか。地方税制の根本的改革、制度の問題——抑制問題——に就て調査の歩を進めたいと思ふ。

以上以つて昭和九年度都市施設並びに市政調査報告書となすものである。

(昭和十年十月)

第二 東京市水道事業調査報告書

吾等は昭和九年七月市長より本市水道事業調査を囑託されて以來奧利根その他の水源地に就て視察を行ひ且鋭意調査の結果、調査報告書を作製し得たので御報告申上ます。

市會、黎明會所屬議員

瀧澤龍太郎	森村富太	宮村龜一	横瀬精一	阿部茂夫	黒井直良	中島勝五郎	黒田保次	淺沼稻次郎
-------	------	------	------	------	------	-------	------	-------

東京市長 牛塚 虎太郎 殿

横井 春野
 渡邊 秀雄
 田中 榮藏
 富田 富次郎

三〇

一、東京市域内に於ける水道所要水量

豫想表 (一日最大給水量)
 (單位立方尺)

年次	舊市域	新市域	計	摘要
昭和七年	五六四、八五五	二七〇、八八九	八三五、七四四	実績
同 八年	六一五、〇〇一	三三一、六九五	九四六、六九六	"
同 九年	六三八、五一六	三五三、七七七	九九二、三三三	"
同 十年	六四二、六〇四	四一一、一七九	一、〇五三、七八三	八月一日実績一、〇八二、七七八立方尺
同 十一年	六六三、六八九	四四三、三一	一、一〇七、〇〇〇	豫想
同 十二年	六八三、七二〇	四七三、二八〇	一、一五七、〇〇〇	"
同 十三年	七〇二、六九七	五〇三、三〇三	一、二〇六、〇〇〇	"
同 十四年	七二〇、六二〇	五二八、三八〇	一、二四九、〇〇〇	"
同 十五年	七三七、四八八	五五二、六九四	一、二九〇、一八二	"
同 十六年	七五三、三〇二	五七四、六九七	一、三二八、〇〇〇	"
同 二〇年	八〇六、〇一五	六五六、一八五	一、四五九、二〇〇	"
同 二五年	七二七、三二〇	七二七、三二〇	一、五七五、五〇六	"
昭和三〇年	八六四、〇〇〇	七九一、三六〇	一、六五五、三六〇	"
昭和時	八六四、〇〇〇	一、一一九、八五〇	一、九八五、八九七	"

備考 本表は市管水道並に民管水道の給水量を合計したものである。

我が東京市は昭和七年十月一日市郡併合、市域の大擴張を行つた結果市域に於て三倍、人口五百五十萬世界第二位の大都市となつた。水道事業に於ても舊江戸川水道(大正拾一年四月創設)舊荒玉水道(大正十五年十二月創設)舊澁谷水道(大正十年五月創設)舊代々幡水道(昭和二年一

月創設) 舊井萩水道(昭和六年創設) 舊淀橋町水道(大正十三年四月創設) 舊千駄ヶ谷町水道(大正十四年四月) 舊戸塚町水道(昭和三年創設) 舊大久保町水道(昭和二年三月創設) 舊目黒町水道(大正十四年五月創設)を併合統一して従來の割據的状態より起る無駄を省き、給水上の不安を除くと共に区域内の住民の水道料金の負擔を軽減する等統合經營の顯著なる效果を示しつつ、あつたが、更に昨年に至つては玉川水道株式會社の強制買収を可決、本年よりはその事業を本市に引きつぎその經營を強化した。然し現在の供給規模に於ては前記の圖表の如き所要量を満す能はず。特に本年八月一日には本市水道現有一日の給水能力八十五萬六千餘立方米に對し最大百八萬二千餘立方メートルの給水を余議なくしたる状態である。

二、東京市域内に於る水道の供給規模(現在)

單位一日立方メートル

1 市營水道	
舊市部系	四八〇、八四二
荒玉系	八三、四七九

澁谷系	二七、八〇〇
代々幡系	一〇、七八〇
杉並系	三、三三九
江戸川系	四六、〇八九
玉川系	一〇四、三五〇
小計	八五六、六七九

2 民營水道

日本水道	一四、〇〇〇
矢口水道	二、七八三
小計	一六、七八三
合計	八七三、四六二

市營水道の中舊市部系水道は原水補給設備の彈力利用等の應急方法によれば大約一日七〇〇、〇〇〇立方メートルの非常供給をなし得る見込なるを以て、現在の水道極度給水能力は約一、一〇〇、〇〇〇立方メートルである。依つて現在の設備が全能力を發揮して漸く所要量昭和十一年豫想一、一〇七、

〇〇〇立方メートルを満すに過ぎない。

三、東京市水道擴張計畫促進の急務

右、二表を對比する事に依つて本市水道擴張事業が如何に急務であるか、諒解出来る、本年水道擴張計畫は第二期水道擴張計畫（小河内貯水池）として目下事業認可申請中であるが未だ認可の運びに至つて居ない。

假令その認可があつても之が利用をする迄には少く共五ヶ年を要するを以て水道の需要水量増加に對する應急策を樹立する事が必要である。

特に現在事業認可申請中の擴張完成後の供給量は前記の八七三、四六二立方メートルに四二五、二九三立方メートルを増し合計一、二九八、七五五立方メートルにして丁度五年後昭和十五年一日所要額一、二九〇、一八二立方メートルに概當し、東京市としては更に第三擴張計畫を樹つる要がある。

且大東京人口飽和時を豫想し、都市に於ける文化設備完成等を考へる時は、大都市完成の將來を豫想して本市水道事業百年の大計を考へる要ありと信ずる。

四、水道事業第一擴張計畫の檢討

— 小河内貯水池 —

第二水道擴張計畫は昭和七年七月十三日の市會に於て、その豫算可決され現在事業認可申請中のものであるが、昭和七年七月東京市水道局より發刊せられたる「東京市水道擴張計畫」なる小冊子によれば「今回樹立せられたる東京市水道擴張計畫は大正十五年三月東京市會に於て將來大東京實現の場合を豫想し、本市水道事業上百年の大計を樹てられたし、といふ意味の希望が表示せられたに始まつたのである。その當時東京市及び郊外の水道施設は如何なる情態にあつたかと云へば、先づ東京市に於ては既定水道擴張設計の第二期工事に屬する山口貯水池その他之に關係の諸工事が漸く實施の域に進まんとしつゝあつたのであるが、たとへ是等の工事が全部完成しても標準給水能力は一日四十八萬立方メートルを出ではいのに拘らず全市の使用水量は既に一日四十二萬立方メートルに達しその頃の趨勢にて進めば、あと五、六年を持ちこたへるに過ぎない様な心細い事情にあり又郊外に於ては玉川水道が品川外十三ヶ町村に對し大正八年以來給水を始め澁谷水道が澁谷及び目黒の二ヶ町に對し大正十二年以來給水を始め、江戸川水道が龜戶外十一ヶ町に對し大正十五

年以來給水を始め、荒玉水道が中野町外十二ヶ町に對し工事に着手せんとするの外郊外の各町村は震災後の急激なる發展に伴つて、夫々水道の新計畫を遂行せんとする情勢にあつたのである。斯くの如き傾向は一面から考へれば大都市の保健衛生上誠に悦ばしい事には相違ないが、ひるがへつて反面から之を觀察するならば、即ち東京市を核心として有機的關係にある郊外を一團として考へた大東京の立場からみる時は此の様な群雄割據的な區々たる計畫を遂行することは、財政の上からも將又經營の上からも將來永遠の福利でない事は何人も肯定し得る所であらう。以上の次第であつて、本計畫の調査に着手しやうとした時期には、すでに大東京水道の根本的理想計畫に就て攻究せんとするには遺憾ながら時期がおくれてしまつた様な譯で、従つて當時の狀況に拘束せらるゝの止むなきに至つたのであつて、既に給水を始め又は工事に着手せんとして居る郊外給水道に對しては成る可く之を有効に利用することにして大東京都市計畫區域（一市八十四町村）に對して組織的に且統制ある水道計畫を先づ確立して然る後東京市水道擴張計畫はその一部として遂行すると云ふ方針の下に最も慎重なる調査研究の上出來上つたものである」との前提の下にその計畫案が説明されて居るが、市會に提案された豫算案及事業概要は、

◎自昭和七年度 東京市第二水道擴張費繼續年期及支出方法
至昭和十六年度

一金參千九百五十萬圓

第二水道擴張費

内 譯

一金二百萬圓	昭和七年度支出額
一金五百萬圓	昭和八年度支出額
一金六百萬圓	昭和九年度支出額
一金六百萬圓	昭和十年度支出額
一金六百萬圓	昭和十一年度支出額
一金二百九十萬圓	昭和十二年度支出額
一金二百九十萬圓	昭和十三年度支出額
一金二百九十萬圓	昭和十四年度支出額
一金二百九十萬圓	昭和十五年度支出額
一金二百九十萬圓	昭和十六年度支出額

(説明) 本事業は水道需要量の遞増に順應すると水道施設の改善を期する爲貯水池並淨水場の築造及配水本管の敷設等を爲すものとし十ヶ年繼續事業として本費を計上するものと

す。

東京市繼續第二水道擴張費支出計算表

科目 款項	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	計	
	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	
第二擴張費	二、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	三九、五〇〇千圓
事務費	一五〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	二、四〇〇
工事費	一、八五〇	四、六六〇	五、三三〇	五、三三〇	二、七七八	二、七七八	二、七七八	二、七七八	二、七七八	二、七七八	三七、〇〇〇

1 事業計畫の概要

既定の本市水道擴張計畫は一日四八〇、八四二立方メートルの水量を供給するを以つて標準となし今日に至れり、然るに帝都復興以來本市水道需要量は急激に増加し既に昭和四年度に於て標準量を超過し尙年々増加の趨勢に在るを以て更に第二次擴張を要するに至りたり、依て本計畫に於ては既往の統計並現勢を基礎とし本市水道の將來所要總給水量を一日九〇六、一三五立方メートルに達するものと推計し既定計畫に依るものを以つて主として本市の南部日本橋、京橋、芝、麻布、本所、深川の六區神田區の大部及び麴町、赤坂兩區の一部に對する給水を擔當せしめ本擴張計畫に依るもの

のを以て主として本市北部の地域四谷、牛込、小石川、本郷、下谷、淺草の六區及麴町、神田、赤坂各區の一部及隣接四ヶ町（淀橋、千駄ヶ谷、大久保、戸塚）に對し一日四二五、二九三立方メートルの水量を供給せんとす、その概要左の如し。

(イ) 貯水池

西多摩郡小河内村に於て多摩川を横斷して堰堤を築き同郡小河内、山梨縣北都留郡丹波村及小菅の諸村に跨り大貯水池を設け同川の流量豊富なる時之に貯溜し濁水の時これより補給し、即ち調節に依りて得たる水量を以つて擴張に要する原水に充つるものとす。貯水池は滿水有効容積一八三、一二六、〇〇〇立方メートルにし堰堤は混泥土造とし高さ根堀敷上一三四米、地底上一三一米、長さ三二三米、頂幅七五米とす。

(ロ) 淨水場

北多摩郡村山村に淨水場を設け既設村山、山口兩貯水池を経て來る原水を濾池に引き入れ濾過し、一旦淨水池に貯へ配水管に依り市内に送水す、濾池は緩濾式鐵筋混泥土造とし其の大きき内法長さ一二〇米、幅七五米、深さ四・五米、有効容積二六、五八〇立方メートルのもの四個とす。

(ハ) 導水管

東村山浄水場より内径二、四〇〇耗の鐵管一條を北多摩郡東村山、久留米、一平、田無、保谷、北豊島郡石神井、中新井、豊多摩郡井萩、野方の諸町村を経て落合町に至り内径二、〇〇〇耗及一、八〇〇耗の二條に分岐し一は淺草方面に他の一は淀橋方面に導く。

内径二、〇〇〇耗の鐵管は落合、戸塚の兩町及牛込、小石川の兩區を経て本郷區に至り一、三五〇耗及一、一〇〇耗に分岐し前者は本郷、神田、下水の各區を経て淺草區南部に後者は本郷下谷の兩區を経て淺草區北部に導き夫々敷設せる配水本管に連絡し、小石川、本郷、下谷淺草の四區及神田區の一部に配水す。又内径一、八〇〇耗の鐵管は落合、大久保の兩町を経て淀橋町に至り淀橋浄水場附近に於て現在敷設せる配水本管に連絡し四谷、牛込の兩區麴町赤坂兩區の一部及隣接四ヶ町に配水す。

又別に淀橋浄水池より内径一、二〇〇耗管鐵一條を日本橋區に導き既設配水本管に連絡せしむる毎に内径を漸次減少せしめ京橋區に導き既設管に連絡して本所、深川の兩區の一部に配水す。

以上の外連絡鐵管を併せ配水本管は内径二、四〇〇耗より五〇〇〇耗迄の十種とす、その總延長は約二、三五〇米とす、市外公道に對し約八三、三〇〇米の配水小管(内径一〇〇耗乃至三五〇耗)を敷設するものとす。

(ニ) 導水豫備線

羽村取入口より東村山浄水場に至る導水渠豫備線を設く、本渠は羽村取入口より北多摩郡砂川村に至る間は玉川上水路を利用し同村より東村山浄水場に至る間は新に混凝土造開渠を築造するものにして延長約三、九三〇米とす。

2、工費及工期

第二水道擴張計畫に屬する事業計畫は前記の通りにして之が工費概算總額は四千八百七十萬圓にして總工期は自昭和七年度至昭和二十六年二十ヶ年と爲る可き計畫なるも事業遂行上の實際問題を勘案し是を二期に分割し第一期を自昭和七年度至昭和十六年度十ヶ年、工費三千九百五十萬圓、第二期を自昭和十七年度至昭和二十六年十ヶ年、九百二十萬圓に區分施行するものにして今回提案せる豫算は即ち第一期工事施行に要する經費とす、然して前記計畫の中第一期工事に於ては貯水池の全部、浄水場設備の中濾池十ヶ及浄水池二ヶ配水管の内東村山浄水場より落合町に至

る間、落合町より淀橋町に至る間、落合町より戸塚町牛込、小石川、本郷、神田、下谷の各區を経て淺草區の南部に至る間總延長三五、三五〇米を施行し爾余は第二期工事として施行するものとす。

以上の如く第二水道擴張計畫は昭和七年七月將來の大東京を対象として一市八十四ヶ町村の水道統制を眼目に打ち樹てられたのであるが既に市域の大擴張は行はれ、日本水道、矢ノ口水道を除く他の町村公營の水道並びに玉川水道は東京市營に綜合せられるに至つた。然しながら所要水量と供給規模の關係は本擴張事業の一日も早かん事を要望して居る。

3、その後の経過

右の如く昭和七年七月十三日の市會に於て議決したる水道第二擴張計畫は同年八月十一日主務省に對し東京市は工事施行認可申請の手續を執り、東京府知事は「貯水池築造の爲河川に關する工事施行に關する件」に就て、神奈川縣に對し照會し以來東京市に於ては數十回に亙り神奈川縣當局に對し小河内貯水池計畫が同縣下の用水、水利に何等不利益の影響を及ぼすものにあらざる事を力説極力諒解につとむるも何等進捗せず特に神奈川縣二ヶ領水利組合提出の條件は東京市第二水道擴張計畫に缺陷を生ずる結果となり重大なる事項である。そして現在では、東京府知事と神

奈川縣知事との間に折衝が行はれて居るが我等は一日も神奈川縣側に於て東京市の主張を諒解され此の擴張計畫の一日も早く事業認可になる事を望んで止まない。

特に本問題は市民の保健、衛生、生命に關する問題につき當局者は勿論の事市會に於て大に考慮して之が認可促進運動を開始する必要があると信ずる市當局者に於ては此の停頓状態を焦慮して他に應急方法を考慮中と聞くが、後述するであらう所の應急施設も必要には相違ないが、本問題解決が本市水道事業計畫遂行上の根幹をなすものなるを以つて市民運動を起しても之が解決方の促進に努力すべきであると信ずる。

理事者が小河内貯水池問題解決不能を見越して應急施設は益々此の問題を未解決におひ込む結果となると思ふ。

之が促進の具體方法は水道常設委員會に於て慎重に樹立し直ちに具體運動に着手すべきである。

五、第三水道擴張計畫

前記の小河内貯水池を水源地とする第二水道擴張計畫は元來舊市域水道の充實を目標として計

畫せるものであるが、市郡合併實現後の今日に於ては第二次擴張事業完成すると假定しても數年を出でずして給水の不足を告げんとする状況にあるを以つて既定の第二擴張計畫に相併行して更に第三水道擴張計畫の樹立を急務とする。然しながら此の計畫の最難事は水源を何れに求め可きかである。ことに水道施設としては各水面より相異たれる系統を有する事最も安全となすを以つて、將來本市に於ては現在利用つゝされた多摩川、江戸川以外に之を求めなければならぬに加へて大東京人口飽和時に達する所量水量に不足を生ずる虞なき適當なる水源を選択せねばならぬ。今參考迄に我々の調査によつて得たる水源地を擧げて見れば

(イ) 利根川、 東京市から十里を出でない北方にある關東隨一の巨川である。現在は利根川の分流江戸川を利用しつゝあるのであるが、更に前進して利根川にその水源を求め霞浦、手賀沼等を利用すれば水は豊富と信ずるが用地問題、水利問題、工事費の多額なるを考へ時は仲々難事業と思はれる。

(ロ) 見沼貯水池、 現在水道局にて調査中の豫定地であるが、埼玉縣大宮町及浦和市の東方に位置し面積約二千町歩に亘る水圍にして丘地にて圍まれたる地域の南方に開口せる個所に土堰堤を築き自然の地形を利用して貯水池となし見沼代用池を之に導き貯溜せんとする計畫

である。見沼代用池は吉宗將軍時代に開發せられたる屈指の大灌漑用水にして利根川右岸埼玉縣北埼玉郡須賀村に取入口を有し利根川より流水一個を導引し埼玉縣、東京府下七十四ヶ町村に耕地約一萬三千町歩の灌漑をなしつゝあり、従つて本計畫豫定地は對農民との用地問題水利問題特に用地問題に就ては多額の經費を要せん。

(ハ) 静岡縣清水村柿田川(湧水)
本計畫は四時こんくとしてつきざる富士山麓の湧出水を利用するものであるが、水量の豊富なる事、水質の清冽なる點にて結構と信ずるが此處からどうして東京迄導水するかは重大問題である。

(ニ) 相模川 富士山麓より出て神奈川縣を貫流するもの對神奈川縣との關係にて之を利用するに困難ならん、小河内計畫前之に目をつけ市當局は調査を始めし由なるも時の縣知事池田宏氏に拒絶されたる由。

(ホ) 荒川水系を利用するものに

- 1、埼玉縣比企郡幾川貯水池
- 2、成木貯水池

等々をあげる事が出来る。

以上挙げれば水源なしとは云はれされ共之が計畫、實施には多くの攻究すべき諸問題があると思ふが、東京市當局は之等の水源に就く詳細なる調査をなし一日も早く第三水道擴張計畫の完成を期すべきである。

六、應急施設

本市水道の所要量と供給水量の關係小河内貯水池の事業認可いまだされざる今日に於ては本市としては之が應急對策を講ずる必要があり、之が爲には江戸川水系を利用するか多摩川下流各用水を利用するが最も適當であると信ずる。江戸川は現在潮水逆流の結果取入口を變更する必要に迫まれて居るが河口に於て潮水逆流防備の設備をなせば將來大に利用の價值がある。

以上は水道擴張計畫樹立の必要並に應急施設の急務なる事に關する調査報告であるが、次に特別經濟として水道經濟と普通經濟の關係に就て調査研究の結果を報告する事にしよう。

七、間接税として見たる水道使用料

本市水道經濟は特別經濟として收支を償ひ本年に於ては普通經濟に四十萬圓の繰入を行つて居るが、都市に於ける使用料収入は一種の間接税である。此の使用料を偽裝せられたる間接税となすものがあるが正に然りである。使用料名儀で取りたてられる収入は都市經營の歳入の大宗をなすものであるが、之は貧富を問はず老若男女を問はず支拂ふもので直接税金として納入せざるも使用料として納入しする大衆負擔税である。

最近都市が各種の公益事業を經濟する結果事業經營費が増加の傾向にあり我が東京市に於ても純計豫算中特別經濟即企業經濟に屬するものは一億二百二十九萬圓餘にして東京市を事業方面から見れば之は一大企業會社である。

更に普通經濟中にも病院、港灣、墓地、小賣市場、住宅、浴場、投産場、糞尿處分、塵芥掃除下水道の如きは企業的性質が多量に含まれて居る。即東京市は一般行政の主體といふよりも企業主體としての活動方面が擴大されつゝある。然らば現在の如き地方税制の下に於て租稅收入の多きを望む事の不可能な場合には特別經濟の經理を有效適切に行つて餘剰金を普通經濟に繰入て普通經濟の援助をなす可きであると思ふ。議論としては特別經濟に餘剰金ある場合は使用料の値下を行ふ可きであるといふ論もあらう。亦水道の如き生活必需品は無料にすべきであるといふ論議

もあらうと思ふ。然しながら現在の東京市の財政状態としては不可能事である。従つて税制度改革迄過渡期方法として特別経済より普通経済への繰入を考慮すべきである。そして使用料が大衆負擔税たる以上税制の建前を大衆負擔軽減の方面へ進め可きである。

斯る建前に於て特別経済を經理すれば東京市水道に於ての昭和八年度の純利益は四百二十八萬六千二百拾五萬であつて之を公債の元利の償還新規計畫に當て居るのであるが東京市水道の公債總額は約一億二百十六萬圓である。そして償還年限は十年乃至卅年利子は三分二厘乃至六分である。三分二厘は借替を行つたものであるが他を全部五十年位の長期に借替を行へば優に此處に年額二百萬圓位の増收をはかる事は難事でないと思ふ。之を他の企業に及ばせば此處に使用料が都市經理の上に繰り入れられ普通経済を公債によつて經理する危険から救ふ結果になると信ず。

八、下水道の經理

現在は下水道は本市土木事業の一部として經理されて居るのであるが、將來は上下水道一局課で經理すべきが至當と思ふ。假に公債の借替によつて得たる餘剰を以つて普通経済土木事業中の下水道を經理する事になれば本市経済に於ては下水道に用した費用だけは浮く結果になり、更に

將來水掃便所完成の曉、下水道使用料の問題を考慮すれば此處にも財源を發見する事となる市民側からすれば糞尿汲取料金を支拂つて居るのであるから、下水使用料を取られても幾分の負擔は可能である。たゞ水掃便所の設備費を誰が負擔するか問題である。

九、六大都市水道事業收支損益成績（昭和八年）

都 市	收 入		支 出		差 引	利益及經營費歩合		
	使用料	其ノ他	經營費	利益金		年度始 投資額	公債 現在高	一立方 米ニ對スル 經費
東京市	一九、八六六、四七二	二、二六六、六五二	一、四二七、三六六	九、八八七、二六二	四、六六六、二五二	一、四〇〇、八七四	二八、四三三、九〇四	〇・〇一三〇〇
大阪市	六、九七七、七三三	一〇三、七五七、〇八〇	二、〇六六、二五〇	五、〇〇四、三三四	四八、三三四、八七三	二二、四五六、三三五	〇・〇一三〇〇	
京都市	一、四三三、〇六四	三、九〇三、一七三	一、七三三、〇八五	九、九二二、九二〇	三、九〇三、九二〇	二二、〇七三、九七〇	〇・〇一〇六二	
神戸市	二、六七三、三六一	三、三三三、二五四	二、九四〇、五七五	一、五三三、九六〇	二、六、九七、三五五	一一、九八一、七九九	〇・〇一〇〇〇	
横濱市	二、三三五、〇〇一	三、九〇五、五五五	二、六五五、五六六	一、三三七、四三四	一、三三八、四三三	一、七、五三七、二三五	〇・〇一三〇〇	
名古屋市	一、八七三、八〇九	四、七〇七、〇七二	二、九七七、八八一	一、三〇一、七〇〇	九、九六、八一	一、九、六九二、六二九	〇・〇一三〇〇	

右に示すが如く各市共水道事業は相當の成績をあげて居る。各都市對比すれば水源地、導水の

關係が成績の可否を決定する結果となり、東京市は資本投資の割に成績を挙げて居ない。今後計畫に當つては水源地、導水の關係等重大な問題となるは此の點である。

十、結 論

東京市水道事業に於て緊急事を要するは何と云つても第二擴張事業の完成であり、第三擴張計畫である。我等は一日も早く之が完成の爲に努力し更には民間事業たる矢ノ口水道、日本水道の如きも買収し一切の水道の統合を行つて市民をして永久に水饑饉から救ふ事である。理事者並びに市會議員諸兄の奮闘を望んでやまないものである。

(昭和十年十月)

第三 水道應急施設に關する視察

昭和十年四月五日附市長より都市施設並に市政調査に就て囑託致されしに就て、我が黎明會所屬議員は前年同様夫々分擔を決定して之が調査研究に専心し來つたが別紙に示すが如く現下本市都市施設中最も重要問題たる水道擴張問題に就て調査を進む可く去る十月十五日日本市水道局庶務課長並に計畫掛長を案内役として、將來本市水道の水源と目せらるゝ利根川、江戸川に就て親しく實現視察を遂げ、更には第二水道擴張計畫たる小河池貯水池問題の進捗の程度、本市水道の所要量並に供給規模等を對比して論議研究の結果水道擴張應急對策に就て別紙の如き報告書を作製し得たり。

依つて此處に黎明會員連署の上報告書を提出する次第であります。

市會、黎明會所屬議員連名

東京市長 牛塚 虎 太郎 殿

一、利根川及江戸川視察記

昭和十年十月十五日市會黎明會々員一行十一名は本市の水道擴張豫定水源たる利根、江戸の兩川筋一帶に亘り視察を了せり。

参會者

田	北	瀧	中	淺	宮	阿	横	森	黒
中	島	澤	島	沼	村	部	井		井
榮	眞	龍	勝	稻	龜	茂	春	富	直
藏	平	郎	郎	郎	一	夫	野	太	良

案内者

内務省

東京土木出張所
栗橋工場主任

濱野清吾
鹽脇六郎

同
野田工場主任兼
關宿閘門監守長

鈴木仙次郎

同
松戸工場主任

櫻木四月彦

水道局庶務課長

大野定男

水道局擴張課
計畫掛長

龜田素

東京市

視察行程

上野驛集合

十月十五日 午前八時二十分

同驛發

同 八時四十八分

栗橋驛着

同 九時五十五分

内務省栗橋工場着

同

十時十分

五四

同所に於て利根、江戸兩川に就き詳細なる説明並に去る九月二十五日より二十七日に至る洪水状況を聴取し種々質問をなしたる後工場を出發徒歩にて堤防修復作業を見分し更に利根川の右岸堤防上を走りて三里餘江戸川の分流地點たる關宿に至る間、利根川の状況を仔細に視察せり。

關宿着

午前十時五十分

同所に於て水門及閘門施設を視察し其の操作運用に就き當時者より詳細なる説明を聴取せり。

同所發

午前十一時十五分

船橋を渡り江戸川の左岸堤防に沿ひ川筋一帯を視察しつゝ野田町に入る。

野田工場着

正午

晝食

同所出發

午後零時四十分

附近の河川の状態並に出水状況を聴取したる後出發、洪水被害地を親しく見分し左岸堤防に沿ひ松戸町に至る、松戸町にて右岸に渡り金町淨水場着。

金町淨水場着

午後二時〇分

同所發

同二時二十分

同所に於て取水塔取水状況、場内淨水、配水施設並に淨水場附近の状況を詳細に視察したる後出發市川橋より左岸堤防上を走りて行徳橋に出づ、行徳橋着 午後二時五十分
同所に於て江戸川本川並放水路に就いて目下計畫中の放水路洗堰嵩上地點及本川舟航状態を見分せり。

行徳發

午後三時九分

對岸着

同三時三十分

再び市川橋に廻りて對岸に迂廻し水門並閘門築造豫定地點附近を詳細に見分て同所發用水並灌溉状況を視察し下流今井橋に至る。

今井橋着

午後三時四十分

同所發

歸着

午後四時三十分

二、東京市水道の應急對策に就いて

五五

本市水道の需要水量は逐年増加の趨勢なるに鑑み、昭和七年七月第二水道擴張計畫を樹て、主務官廳に對し事業認可申請中の處用水關係に於て神奈川縣側に異議あり未だ實現を見るに至らず。然るに水道の需要水量は市域擴張以來殊に急激なる増加を來し今夏の如きは本市水道現有一日の給水能力八五六、〇〇〇立方メートルに對し實に一、〇八二、〇〇〇立方メートルの給水を餘儀なくしたる状態に陥りたり。此の趨勢は今後年と共に増加の一途を辿るべく、近く第二水道擴張事業に着手する運びになるも之に依る給水能力の増加は尠くとも向後五年の歳月を要し到底此の間に於ける需要の急に應じ得ざるは明かなるを以て今日に於て最も短日月に實現し得る水源を求めて應急對策を講ずることは焦眉の急務なり。

翻つて關東一帯の水源を大觀するに近くは多摩の清流あり西に相模川あり富士山麓に湧水の滾々たるあり北に荒川系の水源あり又關東隨一の稱ある大利根の水系あり。

此等の水源に就き夫々其の引用方法を考究するに其の何れを採るかは遽に斷案を下し得ざるものあり。地理的に又水質の點より最も有利と目さるゝ多摩川は第二水道計畫に於て既に極度度利用し盡されて餘す所なし。他も夫々一長一短を有て水量豊富ならざるものは水利權の取得に難色あり水源の遠きものは導水路の構築に時日を要し何れも應急の趣旨に添へがたきもの多く徒に小

水源を求めて散發的の擴張をなさんか水道將來の大計を亂す基となるべく其水源選定には甚だ慎重を要す可き處なり。

適々此等水源河川の管理の掌に當る内務省土木局に於ては近時利水問題の勃發に遭ひ利根本川並江戸川の水利統制計畫を樹て時機を得て本川より漸次派川に及ぼす方針の下に受益者負擔により其施設を實現せんとする機運を醸成するに至れり。此水利統制は現存水利權の整理の點より見るも甚だ必要なることにして多年の要望たりしが治水の急に遂はれて他を顧るの暇なく加之利水は種々の困難なる事情をも伴ふ問題なるを以て成案を得ず今日に至りたるものなり。

利根川水利統制計畫の一分派たる江戸川水利統制計畫に依れば江戸川の標準濁水流量を種々研究の結果關宿に於て毎秒三八立方メートルとし之に利根運河よりの流量二立方メートルを加へ江戸川非常濁水時の流量を四〇立方メートルと定むる時は現在川筋一帯の利用水量二一・六七立方メートルを差引くも殘流量一八・三三立方メートルを空しく海に放流しつゝある現状なり。然れ共江戸川の利水状態は水運並用水關係上現在の儘にては取水量の増加は全く不可能なるのみならず年來の河底の低下は水位の低下並鹹水の遡上を招來し本市金町の現取水設備の如きも上流に移轉せざる可からざる運命に陥りたり。

茲に空しく海に放流せられつゝある水量を検討するに其の一部は淡水として東京灣に注ぎ養殖
 其他の目的に有用必要な水量なれ共其大部即ち舟航に利用せらるゝものは河の水深を維持する
 目的の水量なり。凡そ利水には水道灌漑の如く水量の取得を目的とするものと發電水力の如く水
 位差を利用するもの又舟運の如く水深を利用するものゝ別あり。

今水利統制計畫の施設たる江戸川下流に水堰を築きて水位を最高満潮位迄堰上げて流下せしむ
 る時は潮の逆流は自ら喰止められ而も流量漸く尠く舟航取水に不便ならんとする下流一帯は常時
 満潮時の現像を呈し水量の問題は此の水位堰上影響圏内に於ては單なる水深水位問題と化し取水
 量増加の爲に起る悪影響は全く解決を見るに至る可し。尙此の下流水位堰上は常時満潮状態化す
 る程度にして排水不能に陥るが如き箇所も無く寧ろ用水關係に於ても良好の結果を示し併せて或
 る區域は鹹害をも免れ得る利點を有する關係上計畫實現には大なる支障を生ずるが如き虞なきは
 本案の最も利點とするところなり。

此の施設實現の結果受益の最も大なるは本市にして既に二、〇〇〇、〇〇〇圓を投ぜんとした
 る現取水設備の改良と取水量の増加を一舉にして果し得るものなり。然れ共此の計畫を主たる主
 益者たる千葉縣東京府及東京市間の協議調ふ迄之を放任すれば之が實現には今後數年或は十數年

の年月を要す可く而も本川を先にして派川を後にするは必然の狀態なるべし。

今や本市水道の現勢は應急水源擴張の急に迫られ寸日の遷延を許さざるものあり。且つ現在の
 江戸川取水地點に於て取水量を大量に増加することを得るものとすれば其の施設甚だ簡易にして
 應急の趣易に適ひたる絶好の方法なりと云ふを得べし。

然らば此の水利統制計畫に依る施設の一部たる鹹水防止堰築造並附帶工事を實現する爲には之
 に要する經費を其の效益の大部分を享有する本市水道に於て負擔し、促進の方法を講ずるより他
 に採る可き方法を見出し能はざる可し。一面に於て之に要する經費概算額三、七〇〇、〇〇〇圓
 を本市水道として見る時は現施設の改良に要すべかりし二、〇〇〇、〇〇〇圓を控除し一、七〇
 〇、〇〇〇圓を以て第二水道實現迄の水道不足水量毎秒三立方米を取水する水利權を獲得するこ
 ととなる。尙將來の江戸川水利統制狀況により本市水道の所要水量約五立方米中の一立方米をも
 内務省に於て考慮せんとの内意あるものとすれば本市に於て經費の全額を負擔することは將來本
 市の優先的立場をも保證することも見るを得べし。

斯く論じ來れば本市水道應急擴張計畫として江戸川水利統制計畫に依る江戸川系水道の擴張は
 眞に機宜の措置にして速に是が實現を期することは本市水道百年の大計なるべし。

三、利根、江戸兩川の沿革と現状

附 最近の洪水

1、利根川の沿革と改修工事

A、河状並水害

利根川は、源を群馬縣利根郡水上村大字藤原の山中大水上山に發し、湯檜曾川、赤谷川、薄根川、片品川、吾妻川等の支流を合せ、碓多郡南橋村に至り廣瀬川を分派し、芝根村に於て烏川を併せてより流路を東南に變へ新郷村中田に到りて渡良瀬川を呑み、栗橋町に於て兩派に分れ、本流を赤堀川と稱し、東南流關宿町に至り逆川と會し、以下其名を失ふ。

南流の派川を權現堂川と稱し、五霞村の南端を繞り、關宿町に至り派川逆川と相會し、以下南走江戸川となり野田、松戸、市川等の市邑を過ぎ浦安町堀江に到りて東京灣に注ぐ。

赤堀川下の本流は、更に東南に流れ、鬼怒川、小具川、印旛沼、手賀沼の水を合せ迂餘曲折、神崎（水深二十五米）結佐曲目（水深十八米）の深潭を過ぎ霞ヶ浦、北浦、浪逆浦等の諸水を集め、遂に千葉縣海上郡銚子町に到り太平洋に朝宗す。

其流域群馬、埼玉、栃木、長野、東京、茨城、千葉の一府六縣に亘り、面積一萬五千七百六十二方軒（一千二十二方里）、流路總延長四千四百二軒（一千二百二十一里）航路總延長八百五十二軒（二百七十七里）、灌溉面積十一萬七千六百八十ヘクタール（十一萬八千六百七十町歩）、水害區域十三萬七千八百八十ヘクタール（十三萬八千二百二十町歩）に達す。從來本川の大洪水は約十年に一回と稱せられしが、近時著しく其の度數を増加し、高水頻りに録り、その被害巨額に上り實に明治四十三年八月の如きはその損害四千六百七十七萬餘圓を算せり、今明治二十三年以來出水時に於ける被害高を調査するに左表の如くにして、而も是等は農作物及び堤防等の損害のみを算したるものにして、其の間接の被害たる交通、商業、衛生等數字に計上し得べからざるものに至りては、殆んど測知すべからざるものあり、若し夫れ權現堂より上流右岸堤の破壊を見んか、洪水帝都を襲ふに至るを以て、本川の水災は、古來最も重大視せられたるなり。

大洪水被害價格調

年 別	被 害 價 格	摘 要
明治二十三年	五、五八一、六九七圓	
同 二十九年	九、八〇二、五九四	

同	三十一年	一六、二四八、八八四	
同	三十五年	九、六四二、〇三一	
同	三十九年	九、九一六、〇九四	
同	四十年	一四、七一六、九二五	
同	四十三年	四一、六七九、五七〇	最大
大正	三年	一〇、六八六、五六五	
平均	均	一四、七八四、二九五	以上八箇年平均

利根川本川を大別して、栗橋町上流を上利根川と言ひ、烏川合流點以下其平均勾配千六百三十分の一。夫れより下流布佐町迄を中利根川と稱し、平均勾配五千四百五十分の一。其下流を下利根川と呼び、海に至る間の平均勾配は三萬六千三百八十分の一に當る。

利根川は、群馬縣勢多郡南橋村以上の部は、所謂山間部に屬するを以て變流の餘地なきも、是より下流の流路は、古來變遷甚だ多し。即ち吉田東伍著利根川治水論考其他の文獻に依れば、往古の利根川は南橋村より廣瀬川筋を流れ比刀嶺川とも稱し、前橋市の東方より駒形町、伊勢崎町を經、世良田村平塚に到りて烏川を合流せり。夫より下流は一定の流路なく荒川渡良瀬川等幾多

の河川と、錯索傍流を極めたる所にして、長祿元年太田道灌創めて江戸城を築くに當り大里郡葛和田地先より、南方北足立郡草加町、新宿町を經て、東京灣に達する水路を浚疏し、以て、漸く利根川の河身を定めたりしが如し。

降つて戰國時代に至り、利根川は廣瀬川筋を離れて其西方に移り、前橋市の西を過ぎ、沼之上に於て烏川を合せ、川俣との會ノ川を辿りて古利根川筋を流れ、松伏領に於て荒川を合せ、猿ヶ又より西方現在の古隅田川筋を經、隅田に到りて入間川を呑み、以下淺草川或は隅田川と稱し、遂に江戸海に朝せり。

渡良瀬川も又往古は一の幹川をなし、利根川の東方に併流し、下游を大日河或は大井河と稱し五霞村を中斷して總新田、金杉、松戸、市川等を経て浦安に到り、江戸海に注ぎたりし。

然るに文祿三年、會之川を廢して本流を東に導き、外野佐波の間より淺間川を幹川となし、直ちに古利根川に入らしめ、更に之より派川を東方に開きて、渡良瀬川の下游たる大日河に分流せしめたり。元和七年新川通を開鑿し、新郷村に於て渡良瀬川に會せしめたるを以て、之より同川下流の流路たる大日河は茲に利根川の主水を受くるに至れり。更に同年水量の一部を、當時鬼怒川流域なる常陸川に放流せんが爲、赤堀川筋に細溝を通じ、寛永二年之を擴張し、寛永十八年

權現堂川及び逆川を疏し、又寛永十七年以降江戸川を開鑿して關宿、金杉間に於ける庄内古川の流路に替へ、以て中利根川附近に大改修を加へたれども未だ利根川を常陸川に傾注せしむるに至らざりし。

依て承應三年赤堀川の水深を増し、尙夫より下流鬼怒川口に至る間を浚疏し、遂に古への鬼怒川流域をして、現在の如き中利根川及び下利根川に變遷せしむるに至れり。

是より先き寛永六年鬼怒川は、小絹村以下大野村に至る丘陵部に新川を開鑿して、小貝川と分離せしめ、小貝川も亦小文間の高臺を開き、且常陸川は寛永七年、布佐、布川の丘陵を開鑿して流路を南に移し、以て谷原領開拓の目的を遂げたり。

是より下流の利根川は、古への毛野河流路にして、廣漠たる一大巨浸を成し、流海又は香取海と稱し、其河口の如きは若松浦、三宅瀆、安是湖と稱せし内海たりしなり。

即ち毛野河流海に局部の改修を施したるは寛永三年を始めとし、余津谷、曲淵の屈曲を挽め、又寛永四年中島より十六島に本流を通せしが、直ちに之を廢し、佐原より大倉新田を過ぎ浪逆浦に達する流路を開鑿せり。

降つて寛文六年に至り印旛沼、手賀沼開拓の目的を以て、新利根川を開きしが、同九年之を廢

し、延寶四年將監川を疏し、天保二年豊溝村地先の水害を免かれしめんが爲、水神川を疏して利根川を分流し、明治五年に至り下利根川の氾濫を軽減せんが爲、居切堀割川を開鑿せしが、風浪により海口埋没し、通水するに至らずして中止せり。

斯の如く、主として徳川幕府は利根川に大改修を加ふると共に、之が維持に努め天保十一年下利根川筋水行取締組合を設けて、毎年菰藻の刈取を勵行し、又水行に妨げある漁具の使用を禁ずる等細心の注意を拂ひたれども、幕末の頃に至り、國事多端之を顧みるの遠なかりしにより、遂に河狀自ら亂れ下利根川の如きは、河中に廣大なる洲嶼を横はらしむるに至り、洪水の疏通を害し、水害を漸至するに至れり。

茲に於て、明治七年四月太政官に於て利根川修築の議を決し、蘭人工師フアンディーロン及びリンドー兩氏をして、本川の測量に従事せしめ、次で翌八年六月、先づリンドーの計畫に係る制水工を、江戸川筋松戸驛に於て試設せり、是れ本川直轄工事の濫觴にして、試設制水工は結果良好にして地方人士の要望に適ひ、地方廳亦工事續行を切望せるにより、明治十年以後政府は一箇年金三萬圓を支出し、之に地方費及び民費を加へ、翌十一年度更に一萬五千圓を増し、十二年度以降五萬圓を定額として修築工事を進め、又一方水源諸山に對しては明治十五年度より上記工費の

内より、砂防工事を施したるものにして、其河川工事箇所は主として中瀬以下境に至る利根川筋及び松戸、寶珠花附近の江戸川筋に施行せり。

次で明治十九年に到り妻沼以下の利根川及び江戸川筋の測量を完成したるにより、工師ムルデルの計畫に基き、工費金四百七萬七千二百五十五圓六十五錢七厘を以て二十年度以降三十八年度に至る十九箇年の繼續事業として施行するに至れり。其施工箇所は、妻沼以下若松村に到る利根川及び江戸川筋にして、主として川俣以下の上利根川及び鬼怒川合流點に至る中利根川、赤堀川、並に江戸川流頭の制水工事を施せり。

然るに、其後二十九年及び三十一年等の如き洪水頻りに臻り、益々水害を増したるにより低水工事は三十二年度迄にて打切り其残工費の一部を高水工事に轉用し残工費を以て低水工事に充用せり。

B、改修工事

利根川改修工事は明治三十三年度起工、工費六千三百三十九萬七千餘圓を以て、大部分大正十五年に終了せるものにして、其改修區域は、群馬縣芝根村以下百九十軒、及び江戸川百十軒の區間なり。計畫高水流量は、大體明治四十三年の大洪水を基として利根川上流部を五、五七〇立方

米と定め、其内江戸川に二、二三〇立方米を分流せしむるにより、境町、鬼怒川合流點迄三、三四〇立方米、之より下流支川渡良瀬川の流量は、同川赤麻沼游水計畫により、利根川最高高水位に影響なからしめ、又鬼怒川高水量の内利根川最大高水量と影響するものを毎秒九百七十立方米として計畫せり。

以上の流量は、本川に於ても五年乃至十年毎に襲來する最大高水量を標準としたものにして、堤防の高さは計畫高水位以上一米五乃至一米八と定め、明治四十三年の如き非常大洪水に於て、上利根川の流量毎秒六千九百六十五立方米に及べる時にも尙〇・六の餘裕を存せしむる事としたり。而して實施に際し安全の爲此上に更に零米六乃至零米九の餘高を加ふる事となしたり。

川幅は利根川最上流部三十二軒の間は九〇九米、夫より佐原町迄五四五米、佐原より下流は漸次擴大し、末端に於て九〇九米とせり。又堤防は利根川最上流部より川俣迄の間のみ計畫高水位以上一・八米なれ共、其他は孰れも一・五米なり。尙派川權現堂川は之を縮切り専ら赤堀川を擴張して本流となせり。

2、江戸川及中川の改修

A、江戸川

本改修は江戸川全部にして、江戸川筋關宿町及び逆川筋五霞村以下東京灣に至る延長約五十九
 軒に亘る區間なり、其計畫は茨城縣猿島郡五霞村大字山王地先より新川を開鑿して利根川より分
 派し、分派點流頭部は、床固工を施工して高水の注入量を規定し、尙低水路に閉閉自在の水堰を
 設けて、低水量を調節すると同時に高水量の一部をも調節する機關たらしめたり。

江戸川の計畫高水量は毎秒二千二百三十三立方メートルにして其大部分を高水敷より放流せしめ、殘餘
 を低水路に據らしむる計畫にして、低水時に於ける流量は舟運の關係上、本流利根川と江戸川と
 の間に存せる既往の水位關係を改修後に於ても尙保存せしめんとするものにして低水路には前記
 水堰の一側に閘門を設けたり。

江戸川の河道は上下を通じ甚しき屈曲なく、大體良好なるを以て、流末を除く他の部分は、全
 く現川に沿ひ或は左岸に、或は右岸に河幅を擴張することとし、堤防は多く舊堤を利用して之を増
 築し、又川床を掘鑿して所要の河積を與ふるものとす、而して本川と低水路利根沿岸より東京に
 通ずる航路として船舶の往來頻繁、且つ航路良好の状態にあるを以て可成在來の低水路に觸るゝ
 を避けたり。

堤外高水敷の掘鑿も、亦低水位以上零米九に止むることとし、低水の散流を避くるに留意した

り、斯の如く流頭より下流行徳迄は全然現川に沿ひ改修したるも行徳以下は迂回するを以て、稍
 直線に延長三軒の放水路を開鑿して高水は之を通じて海に注がしめ、常水即ち航行灌漑に必要な
 る水量は、現川を流下せしむることとし、せり。

河幅は關宿流頭以下川間村字東金野井迄は二百五十四米、同所以下野田町迄は二百三十六米、
 野田町海口間は四百米とせり。

堤防の高さは、計畫高水位以上一米五とし、馬踏は五米五、表法は右岸堤二割五分、左岸堤に
 二割にして川裏には馬踏より一米五を下りて幅三米六の小段を設け小段迄を二割法夫れ以下を三
 割法とし、尙三米六の餘地を存せしめたり。

B、中 川

本改修區域は、荒川改修工事に依り、中川本川の附替へらるゝ上流端、東京府南葛飾郡奥戸村
 大字上平井より、上流埼玉縣北葛飾郡松伏領村大字下赤岩に至る二十五軒の區間を附帶工事庄内
 古川外三惡水路附替工事に於て、下赤岩を下流起點とし、栗橋驛西方約四軒に在る埼玉縣北埼玉
 郡大桑村大字川口を、上流終點とする三十五軒の區間とに施工するものなり。而して江戸川（利
 根川派川）に注ぐ庄内古川と權現堂川（利根川派川）に注ぐ羽生領、島中領、五霞村の三惡水路

とは利根川の高水に比し、遙に水位低き中川に落すを得策なりと認め是等の洪水は中川に合流せしむることゝしたり。但し中川は東武平野の一大洪水路なれば、一般的高水防禦工事の必要もなく單に流量の増加に對し沿岸の排水を阻害せざるやう現在の高水位を昂めざる程度に於ける擴張又は整理を施し、且つ河身の屈曲最も甚しき吉川町及び潮止村地先に於て新川を開鑿して河道を改むることゝしたり。

3、江戸川改修工事

本工事は明治四十四年施工準備及び測量に着手し、大正二年四月買収協議を開始し、大正四年三月迄に殆んど、全部の買収を終り、其後逐年少許追加買収を行ひ、以て全部を完了せり。

工事施行に關しては大正三年十二月野田町に改修事務所を設置し、諸般の準備をなし、翌年二月より直ちに築堤及び掘鑿工事に着手したり、同年度は日尙淺く、僅に其の一部を施行したるに過ぎざれ共、四年度以降は、漸次功程進捗し殊に九・十・十一度は其全盛期を示し、築堤、浚渫附帯工事等は其大半を十一年度末迄に完成するを得たり。

流頭設備たる水堰閘門工事は大正七年十一月着手種々の附隨工も併せ施工し、大正十五年八月に至り其大部分を完成し通水せしむるを得たり。

其間大正十二年九月一日大震災、大正十四年八月及び昭和三年八月兩度、都合三回の大出水等による被害ありたれども幸に豫定の功程を擧ぐるを得、各種工事共殆んど昭和四年度に於て竣工し、只其一少部分を昭和五年度に繰越し全工事竣工を見たり。

斯くしに江戸川改修に要したる工費は測量費雜費其他を合せ總計金一千八百七十一萬一千四百六十五圓なり。

今其施行大要を數區に分ち記述すれば左の如し。

關宿、野田間に於ける主要工事たる關宿閘門、水堰は昭和二年三月竣工し、其附隨工事たる中島築立、中島護岸並關宿高水路床固は孰れも昭和四年度中に完成し、其他權現堂川締切は昭和二年七月、舊棒出しの除却は昭和四年三月に竣工して、流頭設備茲に完成を告げたり。

尙左岸關宿町、二川村、木間ヶ瀬村、川間村、七福村地先の新堤築造並舊堤擴張、延長一萬八千四百九米、右岸五霞、豊岡、寶珠花、富多、南櫻井、川邊、金杉村地先の新舊築堤工事、延長二萬二千六十米は昭和三年度迄に、又同地先の舊堤除却及高水敷掘鑿は昭和四年度迄に略完成し、中島樋管以下各所の附帯工事及び前記地先の護岸水制は共に昭和五年度迄に大體竣工を告げたり。野田、松戸間に於ては八木郷村地先の新低水路開鑿延長八百二十六米は、大正十一年十一

月竣工通水し、早稻田、流山地先の高水敷及び舊堤掘鑿、明村地先の舊堤並舊堤内外の高處掘鑿は何れも昭和二年度を以て終了せり。

又利根江戸兩川連絡の利根運河堤防一部の擴張並今上悪水落口の今上落樋門其他の附帯工事は昭和三年度迄に竣工せり。

護岸水制工は、梅郷、新川、流山、馬橋、明、松戸、八木郷等の各地先に施工して流路の矯正と、堤脚の保護に任ぜしめたり。是等の施設は緩急を圖り漸く昭和五年度迄に大體を竣工せしめたり。

松戸以下海口迄の區間に於ける主要工事は曩に記述せる行徳新放水路にして、其延長三千二百十二米、大正五年度に著手し八年度竣工せり、又同放水路上手の低水路附替の掘鑿工事舊低水路縮切工事及金町地先低水路岩盤の浚渫其他諸所の掘鑿並左右兩岸築堤、明、市川、行徳、篠崎地先の護岸及水制は昭和五年度迄に竣工したり。

又放水路呑口に施設せる行徳床固は大正九年十二月に完了し、各所に起工せる樋管、排水機、鐵管繼足も昭和五年度迄に終了したり。

特種工事としては關宿閘門、同水堰、同高水路床固、行徳床固並之に附隨せる各工事を併て凡

そ十工事なりとす。今各工事毎に其構造、工費を略記せば

關宿水堰及閘門は利根川より分派點、茨城縣猿島郡五霞村宇山玉地先、江戸川新低水路内に建設せるものにして、前者は平時、利根、江戸川の平水流量を適當に分配すると共に、出水時に於ては他の一半を構成する同川高水呑口より流下する流入量と併せ高水流下を調節するものにして後者は出水時及平水時に於ける船舶の航通に資するものなり。

其構造の大要は水堰は「ストローニー」式可動ローラー付き鋼製引揚戸を有する堰にして八門あり、其閘高計畫低水位以下一米二二二（四尺）一門の幅七米五七五（二五尺）高四米五四五（一五尺）とし、基礎は堰柱及翼壁共方形コンクリート井筒とし、其上にコンクリートにて軀體を設く、但し戸溝其他の要所は花崗石積とせり、又水堰上下流には割栗石基礎を有するコンクリート水叩を施行せり。

閘門は合掌式にして鐵製扉四枚を有し、扉室の有効幅員九米〇九（三〇尺）閘高は上扉室 Y.P. 上八米三七五（二七尺六寸四分）即ち計畫低水位以下一米五一五（五尺）下扉室 Y.P. 上八米〇七一（二六尺六寸四分）即ち計畫低水位下二米二二二（七尺なり）又閘室は有効幅員十一米餘（三十八尺六寸）長六十米六（二百尺）とす、扉室の側壁はコンクリート及鐵筋コンクリート造

にして。基礎はコンクリート井筒工より成る。開室内は側壁下部は計畫低水位以上二米五七五（八尺五寸）迄は、約八分の傾斜を有する扶壁式鐵筋コンクリート擁壁とし、上部は兩側一割法のコンクリート方塊張とし、且擁壁前面には木造防眩材を設く、開室低部は、割栗基礎を有するコンクリート方塊張を施し、開門前後には導水路を設けたり、大正七年十一月一日起工、昭和二年三月三十一日竣功す。

工費は開門金五十一萬二千八百八十九圓五十一錢、水堰金八十四萬二千七百八十九圓二十八錢なりとす。

關宿高水路床固工事は利根川の高水を江戸川に分派するに當り、其水量を確實に規定せんがため施工せるものにして其一般形狀は幅員に於て、兩岸堤防前肩法線間二百八十二米、敷幅二百五十二米九四二、勾配五千五百四十分一にして、左右岸共二割法、計畫高水位に於ける水深は五米五二七とす、流路中心には上幅六十米、深零米六の流心渠を設け、其示端低水路と合致する點は敷高を計畫低水位となせり。然して高水路敷には洗掘を防禦し、常に規定の斷面を保持せんがため、粗石コンクリート造の床固工を百二十五米間隔に三箇所施工せり。

床固工事は大正十四年六月一日起工、昭和五年三月三十一日竣功し、工費金三十五萬四千三百

五十圓四十三錢を要したり。

行徳床固は、流末なる千葉縣東葛飾郡行徳町地先に、江戸川新放水路開鑿の結果、從來より海に至る距離を短縮せるため、水面勾配急となり、爲に新放水路敷の洗掘を防止するため放水路入口に設置したるものにして其構造の大意は全河底を横切り幅十八米、延長四百米に亙る石張工とし、水叩として幅七米三の沈床を入れ且つ土臺工を施したり床固工の中央低水路に當る部分幅九十一米は一段低くし其兩岸に沿ひ長百九米の石張護岸をなしたり。

本工事は大正八年二月十六日起工、同九年十二月十五日竣功、工費金十一萬七千八十圓九錢なり、其後昭和四年度中央低水路部下の補修工を施したり其工費金四千五百五十八圓八十九錢なりとす。

次に附帯工事につき述ぶるに改修工事に伴ひ區域内の用悪水樋管の改築、水路の附替、並に排水機移轉又は繼足等あり、此等には一部の補助を與へ便宜之を直轄施工とし或は管理者をして施工せしめたり、其數六十六箇所なり、此外全額補助による利根運河堤防擴張、一部補助管理者施工の京成電車軌道變更工事、並に市川、行徳、葛飾の三橋架設工事あり、以上總計七十九箇所を完成せり。

4、昭和十年九月(自二十五日至二十七日)の洪水

A、降雨状況

昭和十年九月二十二日午前六時臺灣の東方海上約三百料の地點にありし七百二十六耗の颱風は(二十三日、二十四日) 其後九州の東方海上より北々東に進路を取り、二十五日午後六時青森の四方海上に去れり。然るに此の颱風の爲めに生じたる房總沖の副低氣壓は、次第に崩れて不連続線を形成し、異常に濕氣を帯びたる空氣の北方に移動するに従ひ、寒冷なる空氣に接觸して豪雨の原因をなせり。

即ち水源山地に此濕氣を含める南風を吹き付けたるが爲め、地形的に豪雨を生じたるものにして、利根川水源特に烏川、吾妻川流域に於て強雨を生じ、延て今次の大洪水を起せり。

B、出水状況

今回の増水は未曾有の高水位にして、既往の最高水位たりし、明治四十三年の水位を遙かに凌駕し、栗橋に於て同年水位に比し一・三五米、佐原に於て一・四七米の高位を示せり。而して計畫高水位以上に昇れる水位は安食に於て十七時間を持続し、栗橋に於ては二十九時間、佐原に於て

は三十時間の長きに及べり。

斯の如き高水位なるを以て、全川の堤防は水面を抜く事僅少となり、栗橋に於ては僅かに〇・四米を残すのみとなれり。又關宿閘門及横利 閘門は、其門扉を、超流し、尙國道橋利根川橋(栗橋)及大利根橋(取手)は、濁流其橋下端着洗ひたるが爲、一時通行を禁止し、東北本線及常盤線の鐵道橋に於ても亦同様の危険に瀕し、一時運轉を休止したる状態にあり。

水位表(標 以上)

地 點	計畫高水位	今回水位トノ差	
		昭和十年九月廿六日水位	明治四十三年八月水位
沼ノ上	三・七八	三・八五	三・八三
妻沼	五・二九	六・七五	六・三六
栗橋	六・三三	七・九九	六・六四
三ツ堀	五・九八	七・一九	六・一六
安食	六・九四	七・六七	—
佐原	三・七七	五・〇九	三・六二

計畫高水位 明治四十三年八月水位 今回水位トノ差

対シ 年ニ對シ

(+) 〇・〇七 (+) 〇・〇二
 (+) 一・四六 (+) 〇・三九
 (+) 一・六六 (+) 一・三五
 (+) 一・二二 (+) 一・〇三
 (+) 〇・七三
 (+) 一・三二 (+) 一・四七

七七

關宿(江戸川)

六・七五

八・二七

五・六七

(+) 一・五二

(+) 二・六〇

最高水位時に於ける利根川筋堤防高(最高水位以上)

地名	堤防高(表層)	地名	堤防高	地名	堤防高
沼ノ上	二・四米	山王堂	二・四米	妻沼	〇・七米
川俣	一・六	栗橋	〇・四	境	〇・六
高野	〇・四	取手	一・一	安食	一・二
最高水位時に於ける江戸川筋堤防高(最高水位以上)					
地名	堤防高	地名	堤防高	地名	堤防高
關宿	一・〇	東金野井	〇・九	野田	一・四
流山	一・四	行徳(河原)	〇・九	堀江	〇・三

C、水防状況

利根川の堤防は、左右岸を合し延長三百六十軒、江戸川は延長百十軒にして、其の水防は容易の業に非され共、幸にした今回は増水時に降雨なかりしが故、充分に其實を舉ぐるを得たり。水防を施行したる箇所は堤塘を主とし、之に陸閘、水門、樋門、排水機等なり。

堤防にありては陸所に起れる漏水、或は堤腹の崩壊、或は網裂等にして、積土依を以て越水の防ぎ、鞍掛、地挿り、五徳縫等によりて崩壊を防止せる箇所實に三十四箇所到達せり。

又陸閘にありては、漏水防止或は角落しの繼足、水門にありては門扉上よりの溢水、排水機にありては、排水鐵管の繼手、水等十二箇所の水防をなせり。

D、被害状況

前記の如き未曾有の大洪水なれば、到る所計畫高水位を超へ、栗橋堤防の如きは水面上僅かに〇・四米を残せるのみなりしが、極力水防に力めたるが爲、幸に内務省維持区域内に於ては溢水破堤の厄を免れ、殆んど被害なきを得たり。然れ共不幸にして當所維持區域外に於て左記の如き被害を受け、水禍を免かれ得ざりしは甚だ遺憾とする所なり。

E、被害箇所

- 渡良瀬川筋 古河町野渡高臺無堤部の溢水(浸水家屋二十戸)
- 利根川筋 栗橋堤外宅地の浸水(浸水戸數二十戸)
- 利根運河筋 水堰兩翼護岸の崩壊、左右岸堤溢流破堤(氾濫面積二百町歩)
- 小貝川筋 左岸茨城縣高須村堤防溢流破堤により北相馬郡東部及稻敷郡南部耕地氾濫(氾濫面積約一萬二千町歩)
- 江戸川筋 野田町無堤地上場地域氾濫(氾濫面積三十町歩)
- 橋梁の流失 沼之上橋(木橋) 妻沼大橋(木橋) 昭和橋(上部木桁、下部コンクリート)

假りに破堤したるものとせば、其惨害實に揣り知る可らざるものありし事想像に難からず。即ち宛然川治四十三年の大水害を彷彿せしめ得るものにして、同年の直接の損害は、復舊費を合して六千餘萬圓なれ共、今回の場合に於ては實に約三億圓に達すべき見込なり。此外交通機關の杜絶、商工業の休止其他に於て蒙る損害を加算すれば蓋し其損害は巨額に達すべし。

今回の大高水は、既往の最大高水として驚異的とせられたる明治四十三年の水位より更に遙かに高く、栗橋に於て計畫高水位以上一、六六米を示せるが如き水高記録を作り、而も此計畫高水位以上に持續せる時間は最短十七時間、最長三十時間の長きに及びたれ共、堤塘は堅牢且其高さに於て計畫以上の餘盛ありしにより、幸にも溢水氾濫の災厄を免がれ得たるは、一に利根川改修工事の効果を遺憾なく發揮し得たると同時に、之が維持並に水防の宜しきを得たるものにして一と度び想ひを破堤の惨狀に到す時は、轉た慄然たるものある可し。

然れ共、今回の如き大洪水を、其の堤塘高の餘裕及び餘盛によりて防止し得たるは全く奇蹟的と云はざる可らず。又今回の豪雨は暴風を伴はず地理的に多量の降雨を見、支川渡良瀬川及鬼怒川の出水勢なかりし幸運を加へたりしも支川小貝川堤防の溢流破堤ありし特別の事情により幸に本川堤防の破堤を免がれ得たるものなるべし。(昭和十年十月)

昭和十年十二月十六日印刷
昭和十年十二月十八日發行

非賣品

著者 市會黎明會

編輯者 淺沼稻次郎

發行所 東京市京橋區銀座西六ノ二
進興社

深川區白河町四ノ六ノ一

終